下記の書類を送達しようとしたところ、受取人の住所又は転居先が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例(昭和39年板橋区条例第47号)第6条の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、東京都板橋区総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に対して交付する。

令和8年10月30日

東京都板橋区長　坂　本　　健

記

1　送達すべき書類　　8板総納差第2746号

2　送達を受けるべき者　氏名　廣木 翔